

住み慣れた地域で暮らしていくために

3 在宅サービス等の充実

- ・サービス提供事業者の育成と合わせ、町内に開設する事業所の誘致について取り組みます。
- ・障がい者と高齢者との共生住宅の整備について、事業展開できる事業所の誘致等を進めます。将来的には、ケアホームやグループホームなど障がい者が住み慣れた地域で暮らしていける住まいの確保について検討します。
- ・通院等利用者の支援のため実施している交通費助成制度の再編や、移動支援事業所の開設に向けた事業所の誘致など検討を進めます。

自立した生活と社会参加を促進するために

5 発達障がい児等への支援

- ・幼児期、保育所、小学校、中学校と発達障がいの支援が必要な児童が、そのライフステージに合わせて必要な支援が継続して受けられるよう、教育機関等の関係機関とのシステム作りなどを進めます。

地域福祉の心を育てるために

8 防災対策の推進

- ・火災や自然災害の際、障がいをもった人が安全に避難できるよう、要援護者マップの活用、避難支援プログラムの作成の検討、福祉避難所の指定など、環境の整備を図ります。

1 相談支援体制の充実

- ・相談支援の窓口となる担当職員の専門性をさらに高めるなど相談支援体制の整備を図り、障がい者に対するケアマネジメントを提供できるよう相談支援の充実に努めます。
- ・障がい種別毎に相談支援業務を行う町外の事業所の増加に向けた検討を行います。

2 権利擁護の推進

- ・判断能力が不十分な障がい者が消費者被害や不当な財産被害に遭わないよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・「津別町障がい者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、障がい者の虐待未然防止など権利擁護を推進します。

4 就労支援

- ・就労支援（就労移行、就労継続支援B型）について、近隣ではNPO法人美幌えくぼ福祉会が実施しています。町内での就労の場の確保のため、事業所や労働関係機関と連携をとり障がい者を受け入れる体制づくりを働きかけます。



障がい者自立支援協議会

6 心のバリアフリーの推進

- ・障がいに対する理解を深め、心のバリアフリーに配慮した啓もう活動や福祉教育の充実のため、講演会の開催など地域全体で取り組みます。

7 障がいのひらがな表記

- ・「障害」の漢字からくる偏見などをなくすため、津別町が用いる文書には「障がい」とひらがな表記にします。

障がいがあっても「自立」した生活を送ることができる社会を目指し

～新しい第3期障がい福祉計画を策定しました～



NPO法人「津別町手をつなぐ育成会」では、障がい者が町内で活動できる場所として手作りパン「クレスエ」を昨年5月にオープン。木・金曜日は1条通の店舗、土曜日はさんさん館で販売し、就労の場づくりを目指しています。

計画推進のための基本的な考え方

この計画では、障がい者計画の基本理念である「障がい者自らの意思で生活を決定できるような自立と、地域の一員としてさまざまな活動に参加できるような地域社会の実現を目指す」ことを基本とし、この3年間の中で優先的に実施すべき事項を中心にお知らせします。

現在、体や心などに障がいのある方は、町内に人口の1割にあたる約530人（身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している方）います。町では、障がい福祉サービス施策の基本計画である「津別町障がい者計画（平成19年度～28年度）」を策定し、この実施計画となる「津別町障がい福祉計画」を3年ごとに作成しています。今回、平成24年度～26年度の第3期障がい福祉計画を、福祉団体との協議や障がい者に関する団体・福祉関係者などで構成する「障がい者地域自立支援協議会」の検討をいただき策定をいたしましたので、計画の概要をお知らせします。